

令和2年(2020年)3月11日

熊本県教育委員会

県立学校の一斉臨時休業（休校）の期間延長について

新型コロナウイルス感染症対策のため、文部科学省からの2月28日付け通知を受け、熊本県では全ての県立中学校、高等学校及び特別支援学校について、3月2日から3月15日まで臨時休業としています。

この間、全国的にも様々な感染拡大の防止対策が取られていますが、毎日のように新たな感染者が確認されるなど、一向に収まる気配がありません。本県においても、6人の感染者が確認されています。

また、文部科学省からの臨時休業の要請についても継続されています。

これらのことを踏まえ、県教育委員会としては、県立学校の臨時休業を3月16日以降も「春季休業の開始日まで延長する」としました。

ただし、児童生徒にとっては、新しい学年へ進級する大きな節目の時期であることから、それぞれの学校で期日を定めている学年末の修了式は実施することを可能とします。

また、休業が長期間に及んでいることから、児童生徒の心身の健康の維持や学習に関する支援のために必要な場合は、各学校の校長の判断で登校日を設定することも可能とします。

なお、修了式、登校日のいずれについても、感染拡大防止に最大限の配慮を施したうえで行うこととします。

また、市町村教育委員会に対して、各市町村の状況等を踏まえつつ、同様の措置を講じるよう要請いたします。